

# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

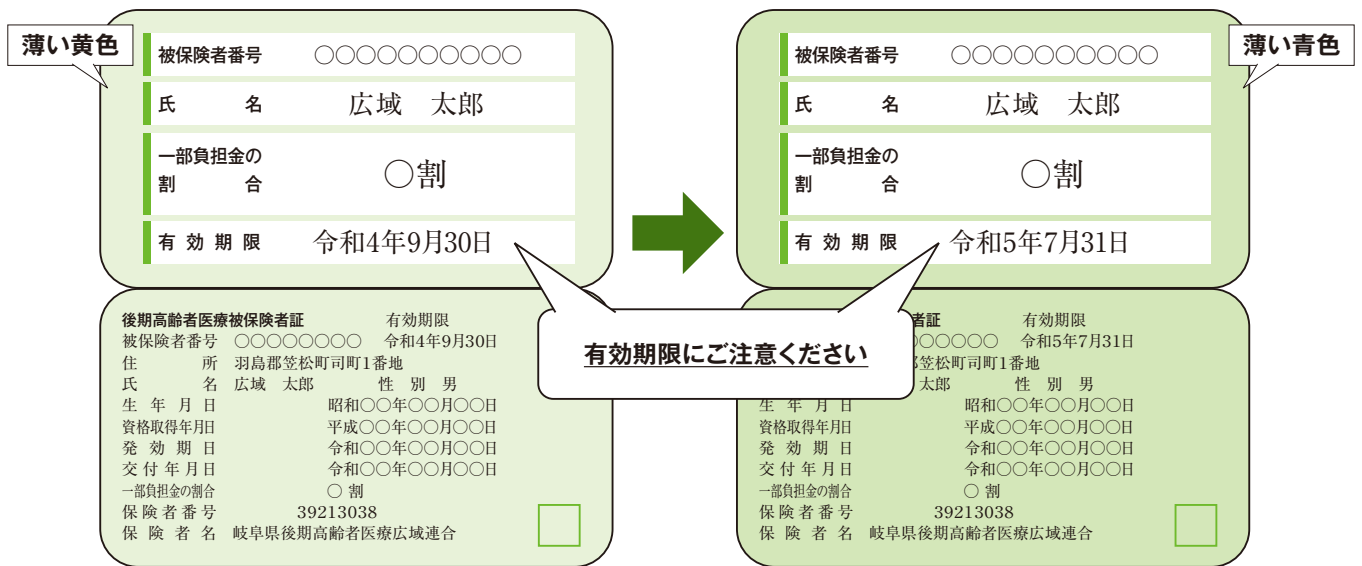
後期高齢者医療制度は、笠松町に住所がある75歳以上の方と、65歳から74歳の方で一定の障がいがあり、申請による加入をされた方の医療保険です。

## 今年度は保険証(被保険者証)を2回郵送します

7月以降、新しい保険証(被保険者証)を簡易書留で郵送します。10月1日より、医療費の自己負担割合に「2割負担」が加わるための特例として、今年度は2回郵送します。

① 8月1日から9月30日まで  
有効の保険証(7月中旬に発送)

② 10月1日から令和5年7月31日まで  
有効の保険証(9月中旬に発送)

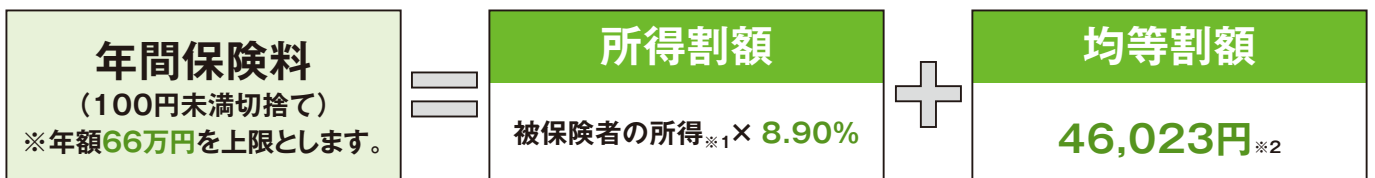


- 限度額証と減額認定証は、有効期間が1年です。※対象者の方には、①の保険証と一緒に送ります。
- 有効期限の切れた証を処分する際は、新しい証とお取り間違いのないよう、証の色などをご確認ください。

## 令和4年度の保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、令和4年度の保険料は、令和3年度分の所得を基に個人単位で計算されます。

### 令和4・5年度の保険料計算方法



※1 前年の所得 - 基礎控除額(43万円) 注: 合計所得金額が2,400万円を超える方は、基礎控除額が少なくなります。

※2 世帯の所得等により、軽減される場合があります。

令和4年5月末までに後期高齢者医療制度に加入された方には、7月中旬頃に、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。1年間の保険料額や、納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

## 医療費の窓口負担割合の見直しについて(2割負担の施行)

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度に加入されている方で、一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が、2割に変更されます(3割に該当する方を除く)。

### 《一定以上の所得がある方》

後期高齢者医療制度に加入されている方	所得等の条件 ※全て前年の所得及び収入等
同じ世帯に1人のみ	加入者ご本人の課税所得が28万円以上で、かつ、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上の方
同じ世帯に2人以上	課税所得が28万円以上の加入者がいて、かつ、加入者全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が320万円以上の方

## 2割負担となる方への配慮措置について

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(3年間)は、2割負担の施行による負担増額が1か月最大3,000円までに抑えられます(外来医療のみで、入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座に払い戻します。
- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、今年の秋頃に、岐阜県後期高齢者医療広域連合から支給事前申請書を郵送します。**申請書が届きましたら、記載例等の内容に沿って、口座の登録をお願いします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368(代表)

住民課 ☎388-1115

マイナンバーカードを保険証として利用できます!(利用できる医療機関は順次拡大中)

### メリット 保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越ししても保険証の切り替えを待たずにカードで受診できます。

### メリット 窓口への書類の持参が不要に

オンラインによる医療保険資格の確認により、高額療養費の限度額適用認定証などの書類の持参が不要になります。

### メリット 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できます。

マイナンバーカードを保険証として利用するには**申込みが必要です!**申込みは「マイナポータル」から→

### マイナポータル

子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



圃住民課 ☎388-1115

ごみ・粗大ごみの回収

 (株)高島衛生

\*笠松町許可業者  
岐南町平成6-110

☎058-248-0089

http://www.t-eisei.co.jp



自然にやさしい 環境創造

Shonan

松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号  
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808